

東京都歯科衛生士修学資金貸与条例案について

2015年6月2日

日本共産党東京都議会議員団

1、提案理由

- 歯科衛生士の行う専門的な口腔ケアは、歯科診療所だけでなく、医療機関・介護施設・障害者施設など様々な場で、全身の健康を保ち、生活の質を向上させる上で重要な役割を果たしています。高齢化が進む中、口腔ケアの重要性はますます高まっています。
- しかし、歯科衛生士は不足が深刻であり、雇用できずにいる診療所も少なくありません。都内の求人倍率は今年4月時点で2.34倍です。
- 歯科衛生士の養成年数は以前は2年間でしたが、現在は看護師と同じ3年間になりました。
- 看護師については、都内養成施設に通う方に修学資金を貸与し、卒業後都内で看護師として5年間働くと返済が免除される制度がありますが、歯科衛生士にはそのような制度はありません。
- そのため、歯科衛生士についても看護師と同種の修学資金貸与制度をつくることで、歯科衛生士の確保と質の向上を進めることを目的として、本条例案を提案します。

2、対象者

- 都内の歯科衛生士養成施設に通い、将来都内で歯科衛生士として働こうとしている方で、経済的理由で就学困難な方が対象になります。

3、貸与の内容

- 貸与には第一種と第二種があり、その内容は以下の通りです。

貸与の種類	貸与月額	貸与期間	貸与口数	返還免除
第一種	国公立の大学・養成所：32,000円 私立の大学・養成所：36,000円 大学院修士課程：83,000円	その施設 の正規の 修業年限	一口	規定あり
第二種	25,000円		最大二口まで (25,000円×2口)	規定なし

- 貸与は無利子です。
- 第一種と第二種の貸与をあわせて受けることも可能です。

4、返還免除について

○第一種貸与については、卒業後、都内の歯科診療所や高齢者施設、障害者施設などで歯科衛生士として5年間継続して働いた場合には、返還免除を受けることができます。

5、必要経費

年約1.6億円

6、実施時期

2016年4月1日

以上